

千葉県残土条例

表第一(第二条)

No	項目	基準値	測定方法
1	カドミウム	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	日本工業規格K〇一〇二(以下「規格」という。)五十五に定める方法
2	全シアン	検液中に検出されないこと。	規格三十八に定める方法(規格三十八・一・一に定める方法を除く。)
3	有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表一に掲げる方法又は規格三十一に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表二に掲げる方法)
4	鉛	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	規格五十四に定める方法
5	六価クロム	検液一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	規格六十五・二に定める方法
6	砒素	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料一キログラムにつき十五ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては規格六十一に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和五十年総理府令第三十一号)第一条第三項及び第二条に規定する方法
7	総水銀	検液一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表一に掲げる方法
8	アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表二及び昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表三に掲げる方法
9	PCB	検液中に検出されないこと。	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表三に掲げる方法
10	銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料一キログラムにつき百二十五ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和四十七年総理府令第六十六号)第一条第三項及び第二条に規定する方法
11	ジクロロメタン	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
12	四塩化炭素	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
13	一・二—ジクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一又は五・三・二に定める方法
14	一・一—ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
15	シス—一・二—ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
16	一・一・一—トリクロロエタン	検液一リットルにつき一ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
17	一・一・二—トリクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
18	トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
19	テトラクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
20	一・三—ジクロロプロペン	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法
21	チウラム	検液一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表四に掲げる方法
22	シマジン	検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表五の第一又は第二に掲げる方法
23	チオベンカルブ	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表五の第一又は第二に掲げる方法
24	ベンゼン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
25	セレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	規格六十七・二又は六十七・三に定める方法
26	ふっ素	検液一リットルにつき〇・八ミリグラム以下	規格三十四・一に定める方法又は昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六に掲げる方法
27	ほう素	検液一リットルにつき一ミリグラム以下	規格四十七・一若しくは四十七・三に定める方法又は昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表七に掲げる方法